明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○不正競争防止法の一部を改正する法律（五四）　三
○特許法等の一部を改正する法律（五五）　五
〔政　令〕
○経済産業省組織令の一部を改正する政令（二七一）　一二
〔省　令〕
○道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（国土交通五二）　一二
〔告　示〕
○構造改革特別区域計画を認定した件（内閣府二七二～二七五）　三
○構造改革特別区域計画の変更を認定した件（同二七六）　三
○構造改革特別区域計画の認定を取り消した件（同二七七～二八三）　一三
○地域再生計画を認定した件（同二八四～三一六）　一三
○地域再生計画の変更を認定した件（同三一七～三二一）　一六
○総合特別区域の区域を変更した件（同三二二）　一六
○内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を定める件の一部を改正する件（同三二三）　一七
○鶏卵の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁三）　一七
○半島振興法に基づく産業振興促進計画を認定する件（総務・農林水産・国土交通五）　一八
○エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の全部を改正する件（経済産業・国土交通一）　二五
○国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車を指定する件の一部を改正する件（国土交通八五四）　二五
○道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示（同八五五）　二六
○国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める告示の一部を改正する告示（同八五六）　二六
○道路運送車両の保安基準第六十七条第一項の規定により準用する同令第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（同八五七）　二六
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十七年度春期情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　二六
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価、買収前の所有者等への売払い関係　二三
裁判所
破産、免責、再生関係　二五
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、西日本高速道路株式会社工事一部完了、司法書士名簿登録等関係　二七
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　二三
会社その他
会社決算公告　二三

本号で公布された法令のあらまし

◇**不正競争防止法の一部を改正する法律**（法律第五四号）（経済産業省）

1　営業秘密を不正に使用して生産された物の譲渡等に係る措置

不正競争の定義に、技術上の秘密を不正に使用して生産された物を譲渡する行為等（当該物を譲り受けた時に当該物が不正使用行為により生産された物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者が譲渡する行為等を除く。）を追加することとした。（第二条第一項第一〇号関係）

2　技術上の秘密を取得した者の当該技術上の秘密を使用する行為等の推定

被告が悪意又は重過失により生産方法等に係る営業秘密を取得した場合に、当該営業秘密を使用する行為により生ずる物を生産等したときに、被告が当該営業秘密を使用してその物を生産等したものと推定することとした。（第五条の二関係）

3　除斥期間の延長

営業秘密を不正に使用する行為に対する侵害の停止又は予防を請求する権利について、その行為の開始のときから二〇年で消滅するものとすることとした。（第一五条関係）

4　罰則の見直し

㈠　営業秘密侵害に係る罰則について、罰金額の上限を二、〇〇〇万円に引き上げ、法人処罰に係る罰金額の上限についても五億円に引き上げることとした。（第二一条第一項及び第二二条第一項第二号関係）